

| 納期限 (口座振替日) | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 納期限振替日 | 5月2日(月) | 5月31日(火) | 6月30日(木) | 8月1日(月) | 8月31日(水) | 9月30日(金) | 10月31日(月) | 11月30日(水) | 12月26日(月) | 1月31日(火) | 2月28日(火) | 3月31日(金) |
| 市県民税 | — | — | 1期 | — | 2期 | — | 3期 | — | 4期 | — | — | — |
| 固定資産税 都市計画税 | 1期 | — | — | 2期 | — | 3期 | — | 4期 | — | — | — | — |
| 軽自動車税 | — | 全期 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 国民健康保険税 | — | — | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 |
| 上下水道料金 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 |
| 下水道受益者負担金 | — | 1期 | — | — | 2期 | — | — | 3期 | — | — | 4期 | — |
| 市営住宅使用料 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 |
| 保育料等 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 13月分 | 14月分 | 15月分 |
| 後期高齢者医療 保険料 | 3月加入者分 | — | — | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 |
| 再振替日 | 5月20日(金) | 6月20日(月) | 7月20日(水) | 8月19日(金) | 9月20日(火) | 10月20日(木) | 11月18日(金) | 12月20日(火) | 1月20日(金) | 2月20日(月) | 3月20日(月) | 4月20日(木) |

※上下水道料金は、お住まいの地域によって偶数月または奇数月で隔月の請求となります。

市税等は納期限までに納めましょう！

●納期限までに納めないと・・・

納期限までに市税を完納されないために督促状を発送した場合は、督促手数料が加算されます。また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されます。ご相談やご連絡がないまま放置すると、法的手続きに従って、動産・不動産・預貯金・給与などの財産の差し押さえを行うこととなります。

●納期限までに納められないときは・・・

特別な事情で市税を納期限内に納めることができないときは、納付方法についてご相談に応じますので、お早め（納期限前）に税務課までご連絡ください。



市税等の納付方法



各機関の窓口

提携金融機関（納付書裏面記載）、茅野市役所および各地区コミュニティセンター（ちの地区除く）、茅野駅前ベルビア店（木曜と12月29日から1月3日を除く午前10時から午後7時まで）の窓口で、現金でお支払いができます。

コンビニでの納付

バーコードが印字されている納付書は、提携コンビニエンスストア（納付書裏面記載）で、現金でお支払いができます。コンビニでお支払いできない場合がありますので、納付書の注意書きをご確認ください。

スマホ決済

バーコードが印字されている納付書は、スマホ決済【PayPay請求書払い・LINE Pay請求書支払い】でお支払いができます。スマホ決済でお支払いできない場合がありますので、納付書の注意書きをご確認ください。※スマホ決済使用の場合は、領収書が発行されません。領収書、軽自動車納税証明書（継続審査用）が必要な場合は、スマホ決済以外の方法でお支払いください。

口座振替



●提携金融機関

八十二銀行、長野銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、諏訪信用金庫、長野県労働金庫、長野県信用組合、信州諏訪農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

●申し込み方法

提携金融機関、茅野市役所および各地区コミュニティセンター（ちの地区除く）、茅野駅前ベルビア店の窓口でお手続きができます。預貯金通帳またはキャッシュカード、通帳お届け印をお持ちください。また、窓口に出向くことなくご自宅からも申し込みができます。市ホームページから「市税等口座振替依頼書ダウンロード専用紙」1枚を印刷し、記入・押印後茅野市税務課へ提出（郵送）してください。詳細は上記QRコードからご確認ください。印刷ができない場合は、ご連絡ください。申込用紙をお送りします。

お問い合わせ先

●市税の納付・口座振替について

税務課 諸税係 ☎72-2101（内線192・180）

●市税の納付についてのご相談

税務課 収税係 72-2101（内線194～198）

●市県民税

税務課 市民税係 72-2101（内線172～174）

●固定資産税・都市計画税

税務課 資産税係 72-2101（内線175～178）

●軽自動車税

税務課 諸税係 72-2101（内線180）

●国民健康保険税

高齢者・保険課 国保年金係☎72-2101（内線322）

●上下水道料金・下水道受益者負担金

水道課 営業係 ☎72-2101（内線662～664）

●市営住宅使用料

都市計画課 住宅係☎72-2101（内線537）

●保育料

幼児教育課 幼児教育係 ☎72-2101（内線624）

●後期高齢者医療保険料

高齢者・保険課 医療係 ☎72-2101（内線327）